金沢市景観サポーター設置要綱

（平成20年10月１日決裁）

改正　平成21年10月１日決裁

平成25年４月１日決裁

令和２年12月17日決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第４号。以下「景観条例」という。）第43条第２項の規定に基づき、良好な景観の形成を図るため、景観サポーターの設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（景観サポーターの登録の要件）

第２条　市長は、次の各号のいずれにも該当する者を景観サポーターとして登録をするものとする。

(1) 景観に対する関心が高いこと。

(2) 本市の景観まちづくりに関する活動を実践する能力があると認められること。

(3) 18歳以上であること。

（景観サポーターの募集及び景観サポーターリストへの登載）

第３条　市長は、景観サポーターの登録をしようとするときは、公募するものとする。

２　前項の規定による公募があった場合において、景観サポーターの登録の申請をしようとする者は、金沢市景観サポーター登録申請書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

３　市長は、前項の申請書の提出があった場合において、景観サポーターの役割を十分に果たすことができると認めたときは、景観サポーターの登録を行うものとする。

４　前項の登録は、金沢市景観サポーターリスト（様式第２号）に登載することにより行うものとする。

（定数）

第４条　景観サポーターの定数は、概ね20人とする。

（任期）

第５条　景観サポーターの任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（景観サポーターの役割）

第６条　景観サポーターの役割は、次に掲げる事項とする。

(1) 本市内を巡回し、景観資源の取材及び調査を行うこと。

(2) 景観マナーに関する点検活動を行うこと。

(3) 前各号に掲げる事項のほか、市長が景観まちづくりに資すると判断する活動を行うこと。

（市の責務）

第７条　市長は、予算の範囲内において、景観サポーターの景観形成に関する知識の習得に資する講習会の開催等の必要な措置を講ずるものとする。

（景観サポーターの責務）

第８条　景観サポーターは、第６条に規定する景観サポーターの役割を誠実に果たさなければならない。

（登録の取消し）

第９条　市長は、景観みまもりたい登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 活動の遂行に関して不適当な行為をしたと認められるとき。

(2) 心身の障害により活動の遂行に支障があると認められるとき。

（雑則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成20年10月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成21年10月１日から施行する。

２　この要綱施行の際現に景観サポーターリストに登載されている者は、この要綱の規定による登録があったものとみなす。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（令和２年12月17日決裁、押印の見直しに伴う都市整備局景観政策課関係要綱の整理に関する要綱第２条による改正）

１　この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

金沢市景観サポーター登録申請書

（宛先）金沢市長

申請者　住所

氏名

金沢市景観サポーター設置要綱の規定に基づき、景観サポーターの登録を申請します。

なお、申請に当たり、次の情報が景観サポーターリストに登載されることについて承諾します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ふりがな  氏　　名 |  | |
| 生年月日 |  | |
| (郵便番号)  住　　所 | 〒 | |
| 連 絡 先 | 自宅ＴＥＬ | ＦＡＸ |
| 携帯ＴＥＬ | |
| Ｅメール | |
| まちづくり活動等への参加歴など |  | |
| 景観サポーターとしての意欲など  (自己ＰＲ)  ※200字程度 |  | |

様式第２号（第３条関係）

金沢市景観サポーターリスト

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | ふりがな  氏名 |  | | 登録日 |  |
| 生年月日 |  |
| 住所  (郵便番号) | 〒 | | | |
| 連絡先 | 自宅ＴＥＬ |  | ＦＡＸ |  |
| 携帯ＴＥＬ |  | | |
| Ｅメール | | | |